

津山市美術館構想審議会支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

本要領は、津山市美術館構想審議会の支援業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を明記するものである。

業者選定にあたっては、公平かつ適正な実施を図るため「公募型プロポーザル方式」を採用するものとし、審議会支援業務のための基本的な能力、経験、実績を有することはもとより、高い専門性と独創性を有した事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名 津山市美術館構想審議会支援業務

(2) 業務内容 別紙「津山市美術館構想審議会支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から平成27年8月31日までとする。
但し、答申書は平成27年6月上旬までに策定を完了するものとする。

(4) 提案上限額

総額 4,746,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成26年度	2,886,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
平成27年度	1,860,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「見積書(様式第11号)」を提出する際は、上記提案上限額の金額を超えてはならない。

3 参加資格要件

(1) 応募事業者の備えるべき要件

応募事業者は、次の要件を全て満たさなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

津山市において、指名停止期間中でないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続等又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属していないこと。また、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がないこと。

本業務について、本市の指示に柔軟に対応できること。

本業務の実施にあたり、本市との連絡調整、打合せ等に迅速に対応できること。

租税(国税、本社所在地の市税、津山市税(津山市に課税されている場合))を完納していること。

(基準日は、公募を始めた時点とする。)

4 参加申込書に関する事項

(1) 提出書類(各1部)

参加申込書兼誓約書(様式第1号)

定款

営業経歴書(様式第2号)

租税(国税, 本社所在地の市税, 津山市税(津山市に課税されている場合))の
納税証明書

登記事項証明書(写しでも可)

財務諸表(決算書等)の写し

役員名簿(様式第3号)

委任状(委任する場合)(様式第4号)

津山市暴力団排除条例(津山市条例第21号)に係る誓約書(様式第5号)
(基準日は, 公募を始めた時点とする。なお, は直近期分とする。)

(2) 提出期間

平成26年9月26日(金)~10月14日(火)午後5時まで。

(3) 提出先(事務局)

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地(津山市役所東庁舎3階)

津山市教育委員会生涯学習部文化課

(4) 提出方法

郵送又は直接持参等により, 締切日までに必着のこと。郵送の場合, 書留郵便で
最終日の午後5時までに必着のこと。直接持参の場合, 受付時間は土日, 祝祭日
を除く午前8時30分から午後5時までの間とする。なお, FAXや電子メール
での提出は認めない。

(5) 参加資格の審査及び通知

提出された書類により参加資格の審査を行い, 参加資格審査決定通知書を10月
15日(水)17時までにFAXにて送信する。

5 質問の受付と回答方法

本業務に関し質問がある場合には, 質問様式(様式第6号)により提出すること。

(1) 提出方法 電子メール又はFAXで事務局あてに提出すること。なお, 電話で到 着確認を必ず行うこと。電話等口頭では受け付けない。

電子メールアドレス bunka@city.tsuyama.okayama.jp

FAX 0868(32)2147

(2) 提出期間 平成26年9月26日(金)~平成26年10月6日(月)

(3) 回答方法 提出された質問に対する回答は, 提出期限の翌日から起算して3日以 内に, 市のホームページで回答する。

6 企画提案書等の提出

様 式 等	提出部数等
ア 企画提案応募申請書（様式第 7 号）	正本 1 部，副本 1 0 部
イ 企業の概要（様式第 8 号）	
ウ 業務実績調書（様式第 9 号）	
エ 業務の実施体制（様式第 1 0 号）	
オ 企画提案書（様式任意） * 提案書は詳細が分かるものとし「A 4 版縦書き・横書き」を基本とし「20 ページ以内」とすること（必要に応じて A 3 版横書きの資料・図表等を織り込むことも可。1 枚 = 1 ページとする。）	
カ 業務工程表（様式任意：A 4 縦 2 枚まで）	
キ 見積書（様式第 1 1 号）	
ク 情報非公開希望申立書（様式第 1 2 号）	

（ 1 ）提出期間

平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日（水）～ 1 0 月 2 0 日（月）午後 5 時まで

（ 2 ）提出先 （事務局）

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地（津山市役所東庁舎 3 階）
津山市教育委員会生涯学習部文化課

（ 3 ）提出方法

郵送又は直接持参等により，締切日までに必着のこと。郵送の場合，書留郵便で最終日の 5 時までに必着のこと。直接持参の場合，受付時間は土日，祝祭日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間とする。なお，F A X や電子メールでの提出は認めない。

7 プロポーザルの審査

審査は，評価基準（別添 1 ）に基づき，第 1 次評価及び第 2 次評価を行う。なお，審査結果に関する異議等は受け付けない。

（ 1 ）第 1 次評価

- ア 第 1 次評価は事務局で行う書類審査とする。提出された提案書等を基に審査し，第 2 次評価に進む 4 社を選定する。なお，評価点数が同点の場合には，見積額の安価な事業者を上位とする。提案者が 4 社に満たない場合には，実施しない。
- イ 第 1 次評価は，企画提案書の提出のあったすべての事業者に書面にて通知する。

（ 2 ）第 2 次評価

第 2 次評価は，企画提案書に係るプレゼンテーション及び審査委員による質疑応答とする。なお，プレゼンテーションは非公開とする。

- ア 予定日 平成26年10月28日(火)を予定。詳細は参加事業者あて通知する。
- イ 場所 津山市役所 東庁舎3階 E301会議室
- ウ 出席者 1事業者3名以内とする。
- エ 持ち時間 プレゼンテーションの時間15分以内,質疑応答10分程度とする。
- オ 内容 プレゼンテーションでは提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。
- カ 留意事項 プレゼンテーションの際に,プロジェクターとスクリーンは事務局で準備するが,パソコン等その他の備品は,事務局に相談のうえ,参加事業者で持参すること。
- プレゼンテーション審査を欠席した場合は,選定から除外する。

8 最優秀提案者の特定

津山市美術館構想審議会支援業務に係る公募型プロポーザル審査委員会における審査を経て,総得点が高い者から順位付けを行い,最も高い者を最優秀提案者と特定する。

但し,最低基準点(総得点が満点の60%)を超える者だけを特定の対象とする。したがって,本プロポーザルの企画提案者が1者のみの場合,最低基準点を超えていなければ特定しない。

なお,審査の総得点が同点の場合は,業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。

(1) 企画提案書等の評価項目・配点及び評価基準

参加申込書,企画提案書及びヒアリングの内容に関する評価は,各項目について総合的な評価により行い,企画提案書等の評価項目,配点(審査委員1人あたり),評価基準は別添1のとおりとする。

(2) 特定結果の通知及び公表

最優秀提案者として特定した者,特定されなかった者に対して,書面によりその旨を通知する。また,各提案者の評価項目ごとの評価点数を公表(特定されなかった者については,会社名を除く。)する。

9 契約の締結

(1) 8により特定された者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は最優秀提案者が参加資格要件を欠いたときは,次点者と協議を行うことができるものとする。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は,提出された企画提案書等を無効にする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 2-(4)の提案上限額を超えた場合
- (6) 3の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (7) その他本実施要領に違反すると認められた場合

1 1 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

- 平成26年 9月26日（金） 公募型プロポーザル実施公告
- 平成26年10月 6日（月） 企画提案書等に関する質問書提出期限
- 平成26年10月 9日（木） 企画提案書等に関する質問に対する回答期日
- 平成26年10月14日（火） 参加申込書等の提出期限
- 平成26年10月15日（水） 参加資格審査決定通知
- 平成26年10月20日（月） 企画提案書等の提出期限
- 平成26年10月22日（水） 第1次評価
- 平成26年10月28日（火） 第2次評価（企画提案に対するプレゼンテーション等の実施）
- 平成26年10月下旬 契約手続き

1 2 その他

- （1）参加申込書及び企画提案書の作成，応募，ヒアリング等，本プロポーザルに要する費用は応募者の負担とする。
- （2）提出された書類等は，返却しない。
- （3）提出された書類等は，提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- （4）提出された書類等は，審査及び説明のために，その写しを作成し使用することができるものとする。
- （5）提出された書類等は，公平性，透明性及び客観性を期すため公表することがある。
- （6）前号により公表された場合，提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- （7）企画提案書，見積書の受理後の差し替え，追加，削除等は一切認めない。
- （8）提出された書類は，津山市情報公開条例（平成11年3月19日条例第2号，以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合，公開することにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害を害すると認めるに足る合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって，提案内容に条例9条第1項第3号に該当する部分がある場合は，提案書を提出する際に，非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類を提出すること。但し，非公開の申し出があった部分であっても，合理的な理由がないと判断した場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは，公開することがある。
- （9）参加申込書提出後に辞退する場合には，辞退届（様式任意）を提出すること。

1 3 事務局

〒708 - 8501 岡山県津山市山北5 2 0 番地（津山市役所東庁舎3階）

津山市教育委員会生涯学習部文化課（担当：山本）

電話：（0868）32 - 2121 FAX：（0868）32 - 2147

電子メールアドレス：bunka@city.tsuyama.okayama.jp

【別添 1】

評価項目	配点	評価基準
(1) 業務の実績	10 点	これまでに同種業務の十分な実績があるか。
(2) 企画提案書	50 点	今回企画した内容が、仕様書の内容、検討趣旨を十分理解し、論理的で説得力のあるものであるか。 調査、分析、検討の対象と方法が論理的で実用的であるか。 津山市の現状及び社会経済状況を踏まえた魅力的な独自提案があるか。 市民意識の把握等に関する有用な考え方を示しているか。 業務全般に対し、熱意をもって取り組む姿勢がみられるか
(3) 業務遂行能力	30 点	業務の内容に見合った人材の配置がなされているか。 担当スタッフは有効な経歴や知識や見識をもっているか。 的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。 市の要請や協議に対して柔軟に対応できる体制がとられているか。
(4) 見積額	10 点	低廉な見積額となっているか。 上限価格の 80%未満...10 点 上限価格の 80%以上 85%未満...8 点 上限価格の 85%以上 90%未満...5 点 上限価格の 90%以上 95%未満...3 点 上限価格の 95%以上...0 点
合 計	100 点	

(1) 業務の実績については、上記審査基準をもとに事務局で算出。